

今こそ再審法改正を ～えん罪事件から考える～

無罪確定まで58年も要した袴田事件
これを機に、再審法の問題を考えてみませんか

2024年 (開場13:00)

11月17日 日 13:30-17:00

第一部

講演 えん罪犠牲者の会共同代表 青木恵子氏
(東住吉事件えん罪被害者)

基調報告 松尾康利 弁護士
(大分県弁護士会人権擁護委員会委員長)

第二部

パネルディスカッション

飯塚事件を中心に、再審法制の問題点を議論します

コーディネーター 鶴野嘉厚 弁護士

パネリスト 徳田靖之 弁護士

(飯塚事件・菊池事件共同代表)

岩田務 弁護士 (飯塚事件主任弁護人)

青木恵子氏 (えん罪被害者)

(予約不要・参加無料)

会場 大分県弁護士会4階 (大分市中島西1-3-14)

駐車場には限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

お問い合わせ

大分県弁護士会事務局 TEL: 097-536-1458

主催：大分県弁護士会

共催：日本弁護士連合会